



JARECO 会員及び会費規約

(主旨)

1. 会員の入会金及び会費等に関する事項は本規約による。

(会員資格)

2. 会員資格は次のいずれかに該当する者とする。
 - ・不動産取引に関連する業に従事する事業者、団体、個人(国籍は問わない。)
 - ・海外の不動産取引に関連する事業者、団体、個人
 - ・不動産取引及び流通について調査・研究を行っている事業者、団体、個人
 - ・JARECO の活動に賛同し、かつ会員から推薦を受けた事業者、団体、個人

(会費)

3. 会員は次に定める会費を納入しなければならない。
 - (1) スポンサー会員(当機構の活動に協賛する団体など)
 - (2) 法人会員
 - (3) 個人会員

会員種別	年会費
(1) スポンサー会員	30万円
(2) 法人会員	10万円
(3) 個人会員	3万円

(納入義務)

4. 会計年度の間において入会した者は、月割による会費を納入する。この場合1ヶ月未満の端数は0ヶ月とする。納入期限はその都度指定する
 - ・会計年度の間で会員資格を失っても既納の会費等は返還しない

(入会の条件)

5. 会員は以下の入会の条件を受け入れるものとする。
 - ・JARECO 設立趣旨に賛同すること
 - ・世界における不動産流通の活性化に協力できること
 - ・JARECO の活動に対して積極的に協力できること
 - ・申込書を提出し理事会の承認を経ること



(会員の義務)

6. 会員は会員の義務を順守して以下を守るものとする。
 - ・JARECO の活動に対して積極的に協力できること
 - ・JARECO が提供した情報・サービスを無断で会員以外の第三者に提供しないこと
 - ・年会費を納めること

7. 本規約の変更は定款その他別段の定めがある場合を除き、理事会の決議による。